

## 「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

平成 24 年 3 月 19 日  
日本証券業協会

### 1. 改正の趣旨

本協会では、「自主規制規則のあり方に関する懇談会 中間論点整理」における提言を受けて取りまとめた「自主規制規則の制定等に関する基本的考え方」（平成 23 年 1 月 18 日）に基づき、平成 23 年 4 月 19 日から 5 月 13 日までの間、協会員各社に対して、「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」を募集し、7 月 19 日付で「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を公表したところである。

今般、同検討計画において規則の見直しの検討に着手するとした事項のうち、「外国証券取引口座設定申込書の受入れ義務の見直し等」及び「外国株券等に関する資料等の公衆縦覧の見直し等」について、現在の取引実態や取引環境等に適応した規則とするため、本規則の一部を改正することとする。

### 2. 改正の骨子

#### (1) 外国証券取引口座設定申込書の受入れ義務の見直し等

- ① 協会員が顧客と外国証券の取引に関する契約を締結しようとするときは、当該顧客から約款に基づく取引口座の設定に係る申込みを受け、当該申込みを受けたことが確認できるよう証跡を残すことを義務付けるが、その方法については、従来の「外国証券取引口座設定申込書の受入れ」という方法に加えて、その他協会員が定める方法によることができることとする。（第 3 条第 2 項及び同第 3 項）
- ② 協会員が顧客と外国証券の取引に関する契約を締結しようとするときにおいて、当該顧客に対して、外国証券取引口座に関する約款を既に交付している場合で、当該顧客から改めて約款の交付を求める旨の申出がないときは、改めて当該約款を交付することを要しないこととする。（第 3 条第 4 項）

#### (2) 外国株券等に関する資料等の公衆縦覧の見直し等

- ① 国内非上場の外国株券等の国内公募の引受等を行った協会員は、当該外国株券等の発行者が公表した投資者の投資判断に資する資料等（以下、「資料等」という。）を当該発行者から速やかに受領又は収集し、第 6 条第 1 項及び第 2 項の定めるところにより顧客に提供しなけ

ればならないが、国内においてインターネットの利用その他の方法により、容易かつ継続的に資料等を取得することができる場合には、これらの義務を課さないこととする。

他方、国内においてインターネットの利用等により資料等が容易かつ継続的に取得することができない場合には、従来どおりの対応とする。(第 28 条第 1 項)

- ② 本協会による会員通知及び資料等の公衆縦覧を廃止し、国内においてインターネットの利用等により資料等が容易かつ継続的に取得することができない場合には、協会員に資料等の公衆縦覧を義務付けることとする。(第 28 条第 1 項)
- ③ 上記①の対応を行うことに伴い、「情報収集業務方法書」に係る規定及び「発行者から資料等の受領又は収集が困難となった場合等の措置」に係る規定は、国内においてインターネットの利用等により資料等が容易かつ継続的に取得することができない場合に限り適用する。(第 28 条第 2 項から第 4 項)
- ④ 本協会による資料等の公衆縦覧を廃止した後も、投資者が国内非上場の外国株券等の国内公募の引受等の状況を一元的に閲覧できるという利便性が保たれるよう、発行者の名称等については、本協会が協会員から届出を受けて公表することとする。(第 27 条及び第 29 条)

(3) その他所要の整備を図る。

### 3. 施行の時期

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項から同条第 9 項及び第 33 条第 2 項(「第 33 条第 2 項」を「第 32 条第 2 項」に改める部分を除く。)の改正は、平成 24 年 4 月 9 日(注)から施行する。

(注) 取引所の受託契約準則の一部改正の施行日と同日としている。

以 上

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

平成 24 年 3 月 19 日  
( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<b>第 1 章 総 則</b>	<b>第 1 章 総 則</b>
(契約の締結)	(契約の締結)
<b>第 3 条</b> (現行どおり)	<b>第 3 条</b> (省 略)
<b>2</b> 協会員は、前項の規定により顧客（私募の取扱いにより外国証券を取得させる場合にあつては、特定投資家を除く。）と外国証券の取引に関する契約を締結しようとするときは、外国証券取引口座に関する約款（以下「約款」という。）を当該顧客に交付し、当該顧客から約款に基づく取引口座の設定に係る申込みを受けなければならない。	<b>2</b> 協会員は、前項の規定により顧客（私募の取扱いにより外国証券を取得させる場合にあつては、特定投資家を除く。）と外国証券の取引に関する契約を締結しようとするときは、外国証券取引口座に関する約款（以下「約款」という。）を当該顧客に交付し、当該顧客から約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出を受けなければならない。
<b>3</b> <u>協会員は、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を顧客から受け入れる方法又はその他協会員が定める方法により、当該顧客から前項の申込みを受けた旨が確認できるようにしなければならない。</u>	(新 設)
<b>4</b> <u>第 2 項の規定にかかわらず、協会員は、外国証券の取引に関する契約を締結しようとする顧客に対し、既に約款を交付している場合で、当該顧客から改めて約款の交付を求める旨の申出がないときは、約款を交付することを要しない。</u>	(新 設)
<b>5</b> (現行どおり)	<b>3</b> (省 略)
<b>6</b> (現行どおり)	<b>4</b> (省 略)
<b>7</b> (現行どおり)	<b>5</b> (省 略)
<b>8</b> 協会員は、第 2 項の規定により顧客から口座設定の申込みがあつた場合において、当該申込みを承諾したときは、その口座を設定し、当該顧客にその旨を通知しなければならない。	<b>6</b> 協会員は、第 2 項の規定により顧客から口座設定の <u>申込書の提出</u> があつた場合において、当該申込みを承諾したときは、その口座を設定し、当該顧客にその旨を通知しなければならない。
<b>9</b> (現行どおり)	<b>7</b> (省 略)
<b>第 4 章 外国株券等の国内公募の引受等</b>	<b>第 4 章 外国株券等の国内公募の引受等</b>
<u>(国内公募の引受等の届出等)</u>	<u>(情報収集業務方法書の提出等)</u>
<b>第 27 条</b> 協会員は、国内の取引所金融商品市場への上場がなされていない外国株券等の国内公募の引受等を行う場合には、別に定める様式により作	<b>第 27 条</b> 協会員は、国内の取引所金融商品市場への上場がなされていない外国株券等の国内公募の引受等を行う場合には、 <u>発行者との契約締結等に</u>

新	旧
<p>成した「<u>外国株券等の国内公募の引受等の届出書</u>」その他本協会が必要と認める書類をあらかじめ本協会に提出しなければならない。</p> <p>(削 る)</p> <p>(削 る)</p> <p><b>2</b> 協会員は、第1項により本協会に提出した「<u>外国株券等の国内公募の引受等の届出書</u>」に記載された内容に変更等が生じた場合には、直ちに本協会に対し書面によりその旨を届け出なければならない。</p> <p><b>3</b> 前2項における本協会への書類の提出及び書面による届出は、<u>代表協会員（外国株券等の国内公募の引受等を行う協会員が2社以上あるときに代表する1社をいう。）</u>がこれを行うことができる。次条第2項における書面の提出、同条第3項第4号及び同条第4項における書面による届出についても、同様とする。</p> <p><b>(資料等の提供等)</b></p> <p><b>第28条</b> 協会員は、発行者が公表した投資者の投資判断に資する資料及び本協会が特に必要と認めた資料又は情報（この条において「資料等」という。）を当該発行者（我が国における代理人を含む。）から速やかに受領又は収集し、第6条第1項及び第2項の定めるところにより顧客に提供するとともに、縦覧に供しなければならない。ただし、発行者により公表された資料等が国内におい</p>	<p>より情報の授受の信頼性を確保するとともに、当該契約等に関する書面の写し及び情報収集等に係る業務の方法を記載した書面（以下「<u>情報収集業務方法書</u>」という。）その他本協会が必要と認める書類をあらかじめ本協会に提出しなければならない。</p> <p><b>2</b> <u>前項に定める書類の提出は、外国株券等の国内公募の引受等を行う協会員が2社以上あるときは、代表する1社（以下「代表協会員」という。）がこれを行うことができる。</u></p> <p><b>3</b> <u>情報収集業務方法書には、次に掲げる事項を記載し、協会員（外国株券等の国内公募の引受等を行う協会員が2社以上あるときは代表協会員。以下第30条まで同じ。ただし、次条第1項及び第30条第1項は除く。）はこれを遵守するものとする。</u></p> <p>1 <u>情報収集等の方法に関する事項</u></p> <p>2 <u>発行者から速やかに情報を受領又は収集することが困難となった場合の対応に関する事項</u></p> <p><b>4</b> 協会員は、第1項により本協会に提出した<u>契約等に関する書面の写し又は情報収集業務方法書</u>に記載された内容に変更等が生じた場合には、直ちに本協会に対し書面によりその旨を届け出なければならない。</p> <p>(新 設)</p> <p><b>(資料等の提供等)</b></p> <p><b>第28条</b> 協会員は、発行者が公表した投資者の投資判断に資する資料及び本協会が特に必要と認めた資料又は情報（この条において「資料等」という。）を当該発行者（我が国における代理人を含む。）から速やかに受領又は収集し、第6条第1項及び第2項の定めるところにより顧客に提供しなければならない。</p>

新	旧
<p><u>てインターネットの利用その他の方法により当該資料等が容易かつ継続的に取得することができる場合は、この限りでない。</u></p> <p><b>2</b> <u>協会員は、前項により、資料等を発行者から受領又は収集する場合には、発行者との契約締結等により資料等の授受の信頼性を確保するとともに、当該契約等に関する書面の写し及び情報収集等に係る業務の方法を記載した書面（以下「情報収集業務方法書」という。）をあらかじめ本協会に提出しなければならない。</u></p> <p><b>3</b> <u>情報収集業務方法書には、次に掲げる内容を記載し、協会員はこれを遵守するものとする。</u></p> <p>1 <u>情報収集等の方法</u></p> <p>2 <u>資料等の縦覧の方法</u></p> <p>3 <u>発行者から速やかに資料等を受領又は収集することが困難である状況が発生した場合には、主たる適格外国金融商品市場、当該適格外国金融商品市場を監督する監督官庁又は本協会に準ずる自主規制機関において当該発行者が公表した当該発行者に関する資料等を速やかに収集し、顧客に提供するとともに、縦覧に供すること</u></p> <p>4 <u>発行者から速やかに資料等を受領又は収集することが困難である状況が発生する又は当該状況が解消した場合には、直ちに本協会に対し書面によりその旨を届け出るとともに、当該事実を公表すること</u></p> <p><b>4</b> <u>協会員は、第2項により本協会に提出した契約等に関する書面の写し又は情報収集業務方法書に記載された内容に変更等が生じた場合には、直ちに本協会に対し書面によりその旨を届け出なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p>	<p><b>2</b> <u>協会員は、資料等を受領又は収集後速やかに本協会に提出しなければならない。</u></p> <p><b>3</b> <u>本協会は、協会員から資料等の提出を受けた場合は、その旨を速やかに会員に通知するとともに、これらを縦覧に供する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><b>(発行者から資料等を受領又は収集が困難となった場合等の措置)</b></p> <p><b>第 29 条</b> <u>協会員は、前条第1項に基づく発行者からの速やかな資料等を受領若しくは収集が困難である状況が発生する又は当該状況が解消した場合には、直ちに本協会に対し書面によりその旨を届け出なければならない。</u></p> <p><b>2</b> <u>本協会は、協会員から、第1項の届出を受けた</u></p>

新	旧
<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>	<p><u>ときは、その旨を速やかに会員に通知するとともに、当該事実を公表する。</u></p> <p><b>(特例資料等の提供等)</b></p> <p><b>第 30 条</b> <u>協会員は、情報収集業務方法書に定める情報収集等の方法により発行者から速やかに情報を受領又は収集することが困難である状況が発生した場合には、主たる外国金融商品市場、当該外国金融商品市場を監督する監督官庁又は本協会に準ずる自主規制機関において当該発行者が公表した当該発行者に関する資料等（この条において「特例資料等」という。）を速やかに収集し、第 6 条第 1 項及び第 2 項の定めるところにより顧客に提供しなければならない。</u></p> <p><b>2</b> <u>協会員は、特例資料等を収集後速やかに本協会に提出しなければならない。</u></p> <p><b>3</b> <u>本協会は、協会員から特例資料等の提出を受けたときは、第 28 条第 3 項に準じて取り扱う。</u></p>
<p><b>(外国株券等の発行者の名称等の公表)</b></p> <p><b>第 29 条</b> <u>本協会は、第 27 条第 1 項、同条第 2 項、第 28 条第 2 項及び同条第 4 項により協会員から届出を受けた事項のうち次に掲げる事項を公表する。</u></p> <p>1 <u>発行者の名称</u></p> <p>2 <u>主たる適格外国金融商品市場の名称</u></p> <p>3 <u>第 28 条第 1 項の規定に基づき資料等を発行者から受領又は収集する場合における資料等の縦覧の方法</u></p> <p><b>(継続開示義務を受けなくなった場合等の取扱い)</b></p> <p><b>第 30 条</b> (現行どおり)</p> <p><b>第 5 章 雑則</b></p> <p><b>(売買状況等の報告等)</b></p> <p><b>第 31 条</b> (現行どおり)</p> <p><b>(電磁的方法による書面の交付等)</b></p> <p><b>第 32 条</b> (現行どおり)</p> <p><b>2</b> 協会員は、次に掲げる書面の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の徴求等を</p>	<p>(新 設)</p> <p><b>(継続開示義務を受けなくなった場合等の取扱い)</b></p> <p><b>第 31 条</b> (省 略)</p> <p><b>第 5 章 雑則</b></p> <p><b>(売買状況等の報告等)</b></p> <p><b>第 32 条</b> (省 略)</p> <p><b>(電磁的方法による書面の交付等)</b></p> <p><b>第 33 条</b> (省 略)</p> <p><b>2</b> 協会員は、次に掲げる書面の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の徴求等を</p>

新	旧
<p>行ったものとみなす。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>第3条第3項</u>に規定する口座設定の申込書</li> <li>2 <u>第3条第9項</u>に規定する公開買付けに対する 売付約諾書</li> </ol> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、平成24年4月1日から施行する。 ただし、第3条第2項から同条第9項及び第33条 第2項（「第33条第2項」を「第32条第2項」に 改める部分を除く。）の改正は、平成24年4月9 日から施行する。</p>	<p>行ったものとみなす。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>第3条第2項</u>に規定する口座設定の申込書</li> <li>2 <u>第3条第7項</u>に規定する公開買付けに対する 売付約諾書</li> </ol>

以 上